

令和2年6月3日

岐阜県行政書士会会長 様

岐阜県環境生活部廃棄物対策課長

講習会等の再開に係る許可事務の留意事項について

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（JWセンター）の開催する講習会について、別添のとおり環境省及びJWセンターから連絡がありました。

については、下記にご留意のうえ、貴会員に周知いただくようお願いします。

なお、JWセンターによる講習会が再開されるまでの間は、引き続き、令和2年5月1日付け廃対第143号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う産業廃棄物処理業等の許可申請等の取扱いについて」のとおりご対応いただくよう併せて周知をお願いします。

記

- 1 オンライン講義等を活用した講習会（暫定的な講習会）の修了証について
 - （1）産業廃棄物処理業等の許可申請に係る添付書類のうち、「事業を行うに足る技術的能力を説明する書類」として、暫定的な講習会に係る修了証についても有効であること。
 - （2）JWセンターに確認した結果、暫定的な講習会に係る修了証と通常の講習会の修了証との区別はないため、暫定的な講習会の修了証の提出にあたり、追加提出書類等は不要であること。
- なお、提出書類に不明な点等がある場合には、補正等を求めることがある。

2 講習会の受講について

- (1) 当該講習会の修了証を添付せずに産業廃棄物処理業等の更新許可申請を行った者は、講習会が再開された後、速やかに受講し修了証を提出すること。
- (2) JWセンターによると、暫定的な講習会の受付開始は6月中旬以降を予定しているほか、受講者は開催する都道府県の在住者のみとするとの案内がなされていることから、当該講習会の開催状況等に関する情報収集に努めること。

所 属	岐阜県環境生活部廃棄物対策課
担 当	産業廃棄物係 神谷、勝野
T E L	058-272-8217
メール	c11225@pref.gifu.lg.jp